

災害リスクとまちづくり

国土交通省 中部地方整備局 建政部
平成31年2月27日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省
中部地方整備局

●災害リスクとまちづくり

1. 中部地方整備局の取組

- 1. 1 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議
- 1. 2 災害に強い地域づくり
- 1. 3 地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン

2. 津波ハザードリスクと立地適正化計画

- 2. 1 立地適正化計画とは
- 2. 2 居住誘導区域におけるハザードエリア除外状況
- 2. 3 立地適正化計画と津波防災
- 2. 4 事例紹介(中部)
- 2. 5 事例紹介(全国)

1.1 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震の被害や経済への影響を最小にするため、**国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界等**が「**中部圏戦略会議**」を設立。
巨大地震に対して関係機関が一体となって重点的に取り組むべき事項を「**中部圏地震防災基本戦略**」として策定し、取り組みを推進

第1回 平成23年10月4日（設立）

（事務局：中部地方整備局）



南海トラフ地震対策
中部圏戦略会議 風景

- 座長（奥野信宏 名古屋都市センター長）
- ◆ 学識経験者（13名）※座長含む
- 国の地方支分部局（36機関）
- 地方公共団体（13機関）
- 経済団体（4機関）
- ライフライン関係団体等（58機関）
- 報道関係機関（10機関）
- 合計**134**構成員（H30.5.17現在）

第3回 平成24年11月5日

中部圏地震防災基本戦略【最終とりまとめ】

第5回 平成26年5月22日

中部圏地震防災基本戦略【第一次改訂】

第8回 平成29年5月18日

中部圏地震防災基本戦略【第二次改訂】

第9回 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議 平成30年5月17日

2

1.2 災害に強い地域づくり

中部圏地震防災基本戦略では「避難、防御」「応急・復旧」「復興」にいたる各段階で課題を設定
「7つの優先的に取り組む課題」「2つの継続的に取り組む連携課題」を選定

被害の最小化に向けた事前対策	迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	地域全体の復興を円滑に進めるために
避難、防御	応急・復旧	復興
7つの優先的に取り組む連携課題		
1.災害に強いものづくり中部の構築 (中部経済産業局)		
	2.災害に強い物流システムの構築 (中部運輸局)	
	3.災害に強い地域づくり (中部地方整備局)	
4.情報伝達の多層化・充実と情報共有の強化 (東海総合通信局・国土地理院中部地方測量部)		
5.防災意識改革と防災教育及び人材育成の推進 (三重県)	7.災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備 (中部地方環境事務所)	
6.確実な避難を達成するための各種施策の推進 (静岡県)		
2つの継続的に取り組む連携課題		
	8.防災拠点を結ぶネットワーク形成と総合啓発のオペレーション計画の策定 (中部地方整備局)	
9.関係機関相互の防災訓練の実施 (中部管区警察局)		

①地震・津波災害に強い
まちづくりガイドライン策定
（H26.2）

中部圏の地方公共団体が、本ガイドラインを参考として、「**直ぐに実現可能な短期施策**」と「**数十年後のまちのかたちをつくる施策**」からなる「**まちづくり基本方針**」を作成する際等に活用する。

②災害に強いまちづくり
意見交換会

防災・減災に向けた**地域の取り組みの現状や課題を把握し**、災害に強いまちづくりを推進するために開催する。

③災害に強いまちづくり
シンポジウム

南海トラフ巨大地震等の災害が危惧される中で、**地域における災害に強いまちづくりをあらためて考える機会**として開催する。

（ ）は幹事機関

3

1.3 地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン

南海トラフ被害想定

想定される被害

- ・ 新耐震以前の木造住宅等の地震による倒壊
- ・ 津波により浸水深2mで木造住宅の6割は全壊・流出(RC造は2割が全壊したものの流出は5%未満)

対策

対策による被害の軽減

- ・ 耐震化100%で建物倒壊による約4万人死亡が6千人へ
85%減少
- ・ 5分の早期避難で津波による約19万人死亡が2万人へ
90%減少

① 現状把握

② 課題分析

③ 考え方

④ 方策検討

3つのモデル地区では、この手順に沿って、まちづくり基本方針案の策定までをケーススタディで実施

自治体の担当者は自分の街をモデル地区に置き換えて、手順に沿ってまちづくり基本方針案が策定できるように配慮

災害に強いまちづくり方策体系図

- ①安全で確実な避難の確保
- ②地震津波災害に強い都市構造の構築
- ③災害に強い組織・人をつくる

地震・津波災害に強いまちづくり基本方針

短期施策
(避難中心の命を守る施策)

グランドデザイン
(50年後を想定した複数案で構成)

4

1.3 地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン

<具体的な考え方>

①安全で確実な避難の確保

ハザードマップ・津波避難計画等の整備促進

安全な避難空間の確保

確実な避難行動の確保

津波対策を必要とする施設対策

②地震・津波に強い都市構造の構築

地震・津波対策を必要とする施設対策

火災に強いまちの形成

災害リスクに対応した土地利用計画

地域の孤立対策

③災害に強い組織・人をつくる

自治体・企業との連携

人材の育成

④その他

地震保険等

長期的・短期的な施策を検討

5

2.1 立地適正化計画とは

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携した**持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

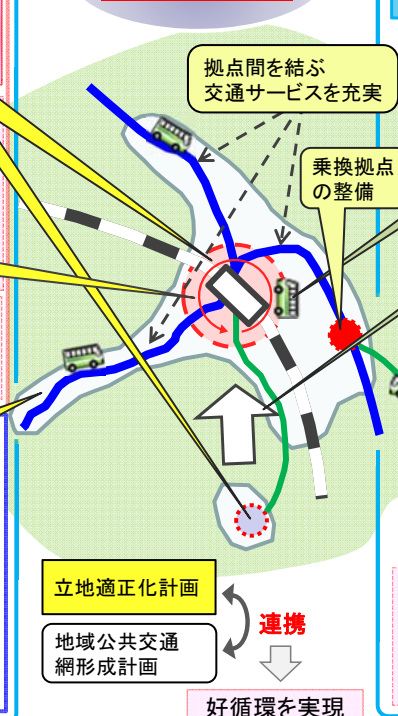
◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ



地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】（平成26年11月20日施行）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

○事業の具体的内容

- ・運行主体
- ・運行ダイヤ
- ・ルート
- ・運賃
- 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法を改正

好循環を実現

6

2.2 居住誘導区域におけるハザードエリア除外状況

■都市再生基本方針における「災害に強い都市」の記載内容（平成28年8月24日一部変更）

（都市再生の意義）

（中略）今後発生が想定されている東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等による大規模災害に備え、東日本大震災をはじめとする災害における経験から得られる教訓をいかした国土強靱化の推進が求められており、今後の我が国における都市再生の実現と併せて都市の防災に關する機能を確保することが重要である。

（災害に強い都市）

東日本大震災における経験から得られる教訓を踏まえ、大規模な地震、津波、豪雨、洪水、高潮等の自然災害等が発生した場合における都市の人的・経済的被害等を最小化し、都市機能の停止・低下等による被災地域の住民等への負担を抑制するとともに、我が国の経済・社会全体に与える負担を最小限とするための措置があらかじめ十分に講じられた、災害に強い都市づくりを推進することが重要である。また、地域の災害の経験と発生リスクを踏まえて、災害に強いコンパクトな都市構造を具体化していくことが重要である。

2018年9月2日 日本経済新聞

＜限界都市＞

「浸水想定域に住宅誘導」

「防災後手、計画の再点検を」

【要約】

- ・西日本豪雨などで洪水被害が相次ぐ日本列島。天災への備えが一段と求められるなか、まちの集約計画を掲げる主要な自治体の約9割で、浸水リスクの高い地区にも居住誘導していることが日本経済新聞の調べで分かった。（中略）集約計画を再点検する必要がある。
- ・多くの自治体は防災対策を施せば浸水リスクを軽減できると主張する。
- ・西日本豪雨で被害を受けた広島県東広島市では居住誘導区域で浸水があった。一部は浸水リスクが指摘されていた。
- ・リスクの度合いに応じて防災対策の優先順位を決めやすくなる。そのうえでリスクが高い地域については「誘導区域からできるだけ除外したほうが良い」と強調する。

7

2.2 居住誘導区域におけるハザードエリア除外状況

■居住・都市機能誘導区域におけるハザード除外状況

※平成30年8月末時点で居住誘導区域を公表している142都市

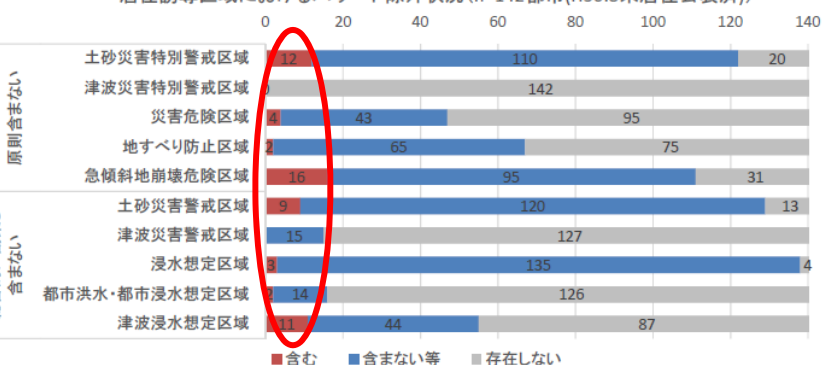
＜原則として含まないこととすべき＞

1. 土砂災害特別警戒区域を含む；12都市（三重県朝日町）
2. 津波災害特別警戒区域を含む；なし
3. 災害危険区域を含む；4都市（名古屋市）
4. 地すべり防止区域を含む；2都市（中部なし）
5. 急傾斜地崩壊危険区域を含む；16都市（津市、伊賀市、朝日町）

＜災害リスク等を総合的に勘案し、居住誘導が適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき＞

1. 土砂災害警戒区域を含む；51都市（岐阜市、春日井市、伊賀市、朝日町）
2. 津波災害警戒区域を含む；7都市（中部なし）
3. 浸水想定区域を含む；127都市（多数）
4. 都市洪水・都市浸水想定区域を含む；12都市（春日井市、刈谷市、知立市）
5. 津波浸水想定区域を含む；38都市（磐田市、名古屋市、刈谷市、東海市、津市、伊勢市、朝日町）

居住誘導区域におけるハザード除外状況（n=142都市（H30.8末居住公表済））



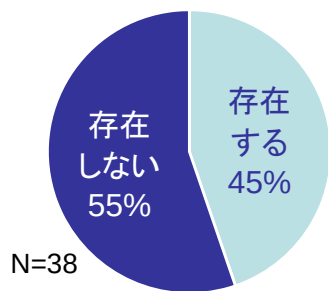
■日経コンストラクション2018.12.10

※特集「さらば、災害リスク」

・土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含まない自治体が多い一方で、浸水想定区域に含まない自治体は少なかった。そもそも人口が50%が洪水氾濫区域に居住している日本では、居住誘導区域から全ての浸水想定区域を除外すると、人が住める土地がなくなってしまうといった理由が考えられる。（中略）都市部局と防災部局の垣根を越えた連携も密になってきた。

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施



図① 立地適正化計画を持つ市町の行政区域内における津波浸水想定区域の存在割合

①立地適正化計画を持つ市町と津波災害リスク

- ・立地適正化計画公表済み 26市町
- ・H31年度末までに公表予定（作成中） 12市町
- 合計 38市町

38市町の内、行政区域内に

- ・津波浸水想定区域※が存在する市町 17市町

✓ 立地適正化計画を公表・作成中の市町の内、45%が津波浸水想定区域※を持っている。

② 津波災害リスクを持つ市町の居住誘導区域設定

津波浸水想定区域※に居住誘導区域が存在するか

- ・存在する 14市町
- ・存在しない 3市町

- ✓ 単純に津波浸水想定区域※であることのみを理由に、居住誘導区域から除外した市町は無い
- ✓ 「存在する」と回答している市町では、なんらかの津波対策を実施した上で居住誘導区域に設定している
- ・「存在しない」と回答している市町では、該当の津波浸水想定区域※が市街化調整区域や非線引き白地等である事を理由に居住誘導区域を設定していない

表② 津波浸水想定区域※内に居住誘導区域が存在する14市町

静岡県	愛知県	三重県
○静岡市	名古屋市	津市
●浜松市	豊橋市	伊勢市
●沼津市	刈谷市	○桑名市
●富士市	東海市	朝日町
磐田市		
掛川市		

●：立地適正化計画を未公表
○：立地適正化計画の居住誘導区域のみ未公表
H31.2.1現在

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

以降は前項②で、居住誘導区域内に津波浸水想定区域※が存在すると回答した14市町を対象

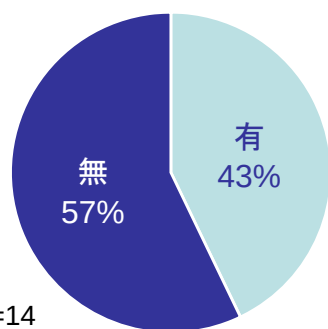
③津波災害リスクと居住誘導区域の設定

津波災害リスクを考慮して、
居住誘導区域から除外したエリアの有無

- ・有 6市町
- ・無 8市町

除外したエリアとは・・・

- ・防潮堤整備計画に基づく整備後の津波浸水想定区域(1市町)
- ・津波避難困難地区(1市町)
- ・津波浸水想定浸水深2m以上となる区域(3市町)
- ・過去最大クラスの浸水想定範囲を基準に、
浸水深 2m以上となった区域(1市町)



N=14

図③ 津波災害リスクを考慮して居住誘導区域から除外したエリアの有無割合

- ✓ 約4割の市町は、何らかの理由により津波災害リスクを考慮して居住誘導地域から除外したエリアが有る
- ✓ 約6割の市町は、津波浸水想定区域※を一切除外せず居住誘導区域を設定している

※津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定される津波浸水想定区域 10

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

④居住誘導区域内の津波災害リスク

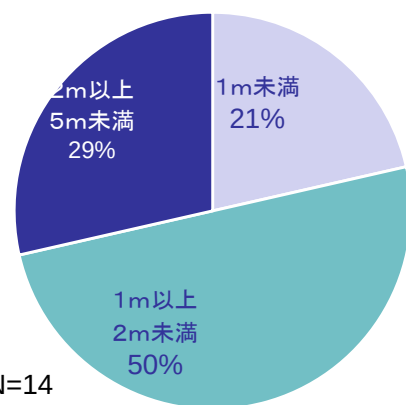
居住誘導区域内の最大浸水深は

- ・ 1m未満 3市町
- ・ 1m以上 2m未満 7市町
- ・ 2m以上 5m未満 4市町

✓ 約3割の市町は、最大浸水深2m以上※を有する

※東日本大震災における浸水深と建築物被害状況より、2mを越えると木造建築物が全壊となる割合が飛躍的に増加する傾向にある（【参考】参照）
※最大浸水深の確認である点に留意

対象区域全体ではなく部分的に2mを越える場所があれば、2m以上に分類した

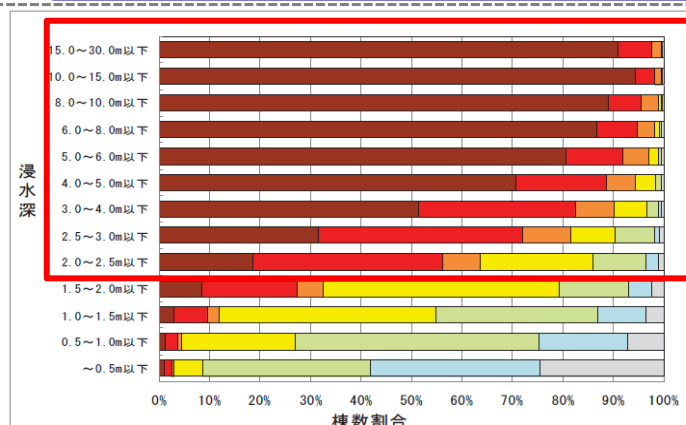


N=14

図④ 居住誘導区域内の最大浸水深

【参考】

出典：
「津波被災市街地復興手法検討調査
（とりまとめ）」
（平成24年4月、
国土交通省 都市局）

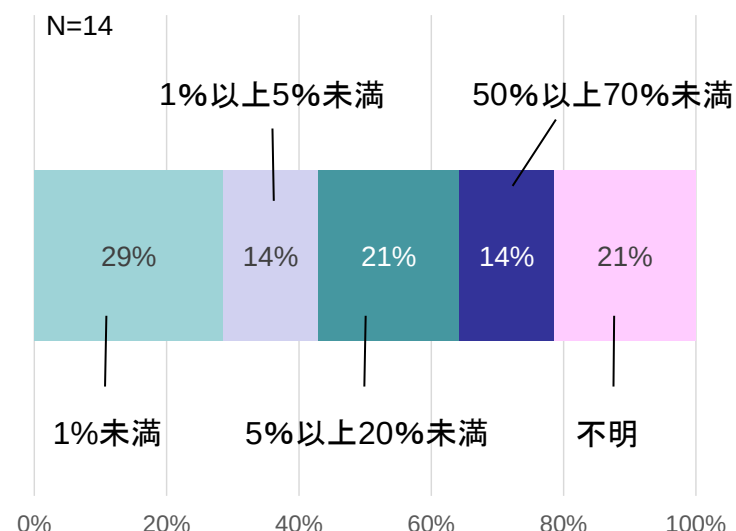


- 全壊（流失）
- 全壊
- 全壊（1階天井以上浸水）
- 大規模半壊
- 半壊（床上浸水）
- 一部損壊（床下浸水）
- 被災なし

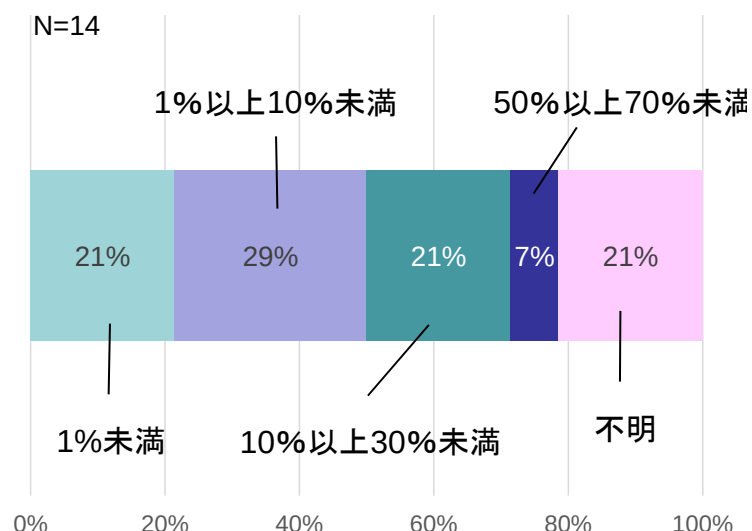
2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

⑤居住誘導区域における 津波浸水想定区域※の占める面積



⑥居住誘導区域における 津波浸水想定区域※の占める人口



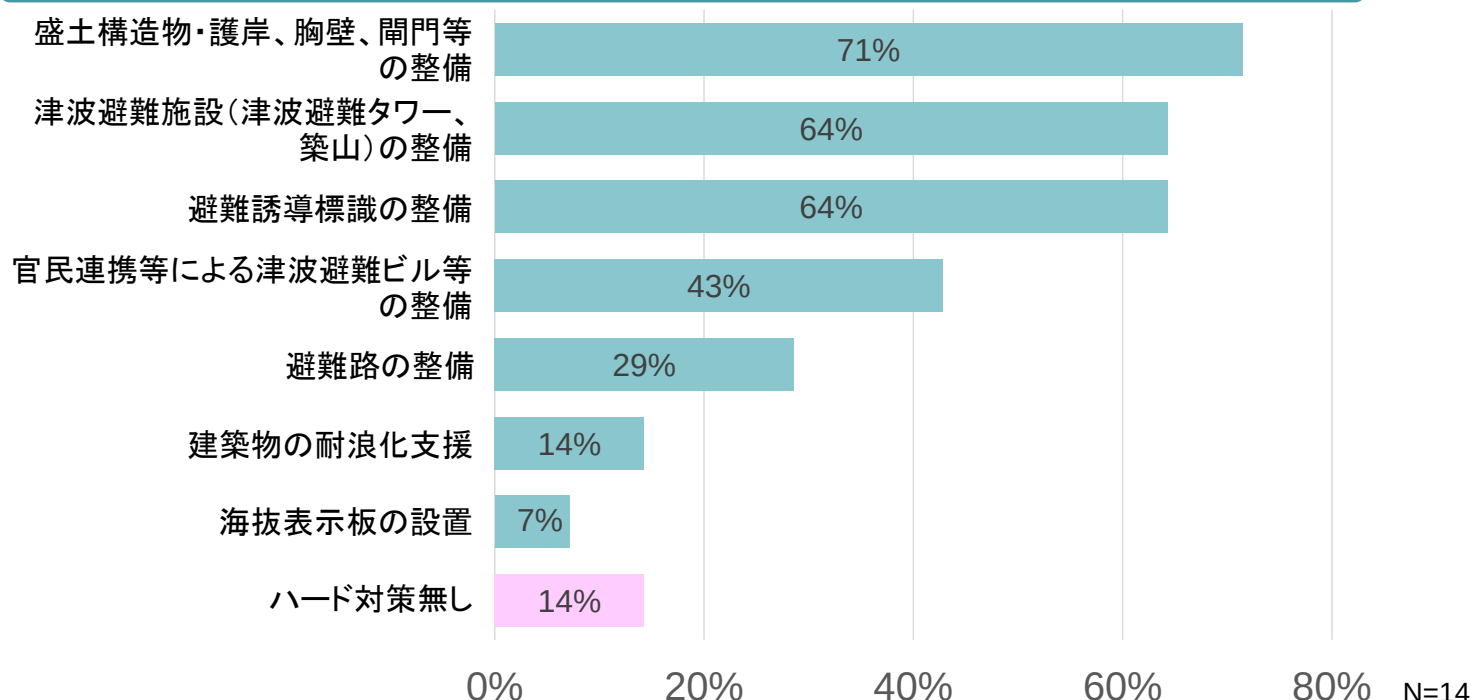
- ✓ 2市町は、居住誘導区域の面積の半分以上が津波災害リスクを抱えている
- ✓ 1市町は、居住誘導区域の人口の半数以上が津波災害リスクを抱えている
- ✓ 約2割の市町は、津波災害リスクを抱える面積、人口を把握できていない状況にある

※津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定される津波浸水想定区域 12

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

⑦津波浸水想定区域※において、行っている取り組み（ハード対策）：複数回答可



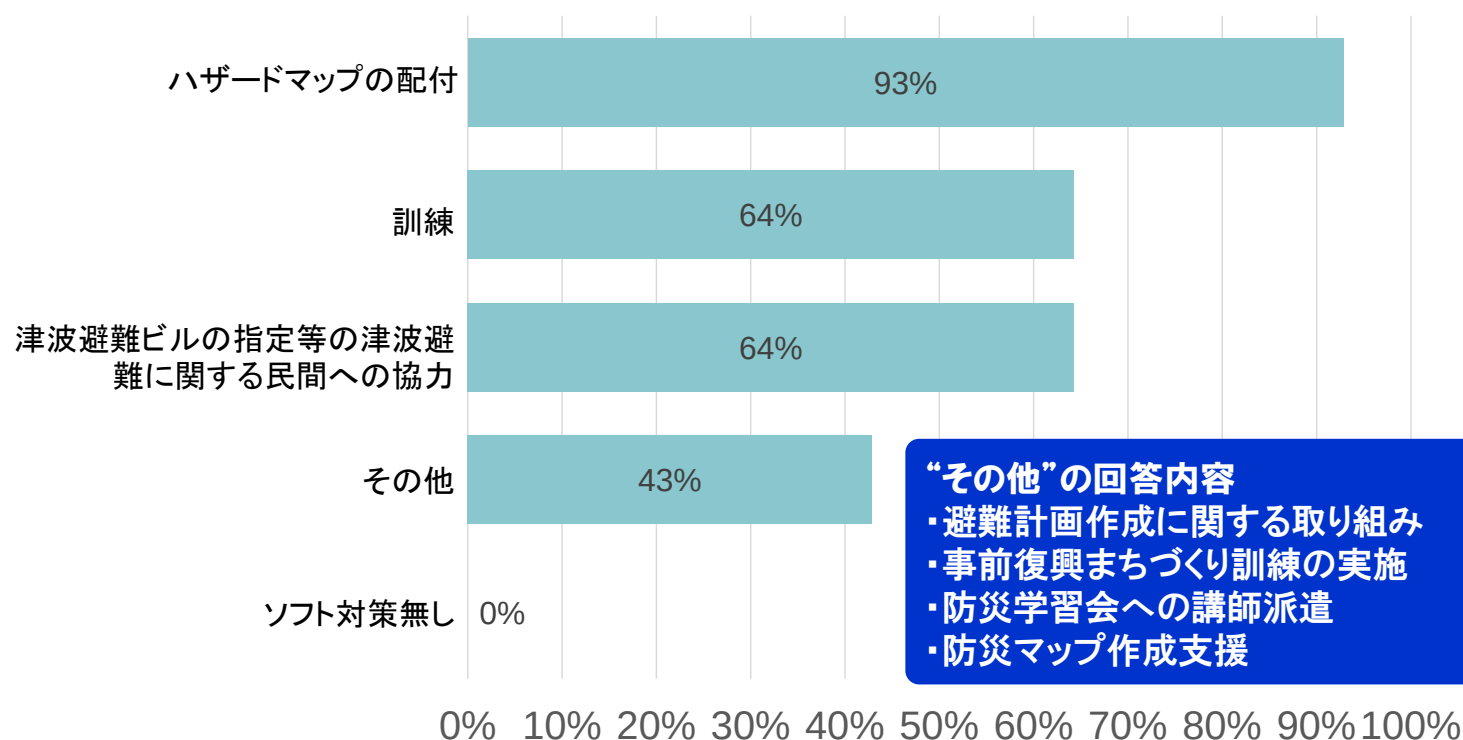
- ✓ 盛土構造物・護岸、胸壁、閘門の整備は約7割と最も多く回答
- ✓ 2市町がハード対策無しと回答

※津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定される津波浸水想定区域 13

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

⑦津波浸水想定区域※において、行っている取り組み（ソフト対策）：複数回答可



“その他”の回答内容

- ・避難計画作成に関する取り組み
- ・事前復興まちづくり訓練の実施
- ・防災学習会への講師派遣
- ・防災マップ作成支援

✓ ハザードマップの配付・防災計画作成補助等は約9割と最多く回答があった

N=14

※津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定される津波浸水想定区域 14

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

◆まとめ

- ✓ 立地適正化計画を公表・作成中の市町の45%が津波災害リスクを抱えている
- ✓ 津波浸水想定区域であることのみを理由に居住誘導区域から除外した市町は無い（対象14市町は全て居住誘導区域内に津波浸水想定区域が存在する
←何らかの津波対策を実施した上で居住誘導区域を設定している）
- ✓ 約4割の市町は、何らかの理由により津波災害リスクを考慮して居住誘導地域から除外したエリアが有る（避難困難区域や防潮堤計画から外れたエリア等）
- ✓ 約6割の市町は、津波浸水想定区域※を一切除外せず居住誘導区域を設定している
- ✓ 約3割の市町は、居住誘導区域内に最大浸水深2m以上を有する
- ✓ 2市町は、居住誘導区域の面積の半分以上が津波災害リスクを抱えている
- ✓ 1市町は、居住誘導区域の人口の半数以上が津波災害リスクを抱えている
- ✓ 約2割の市町は、居住誘導区域内の津波災害リスクのある面積、人口を把握できていない



- ・多くの市町が居住誘導区域から全ての津波災害リスクを除外できない状況
- ・その上で、居住誘導区域での津波災害リスクの軽減のため、ハード・ソフト含めた複数の防災対策を実施している
- ・一方で、津波災害リスクを十分検討しないまま、立地適正化計画を作成している例も見受けられる

※津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定される津波浸水想定区域 15

2.4 事例紹介（中部）

静岡県静岡市 津波浸水想定区域内に居住誘導区域が設定されている市町村の取り組み事例1

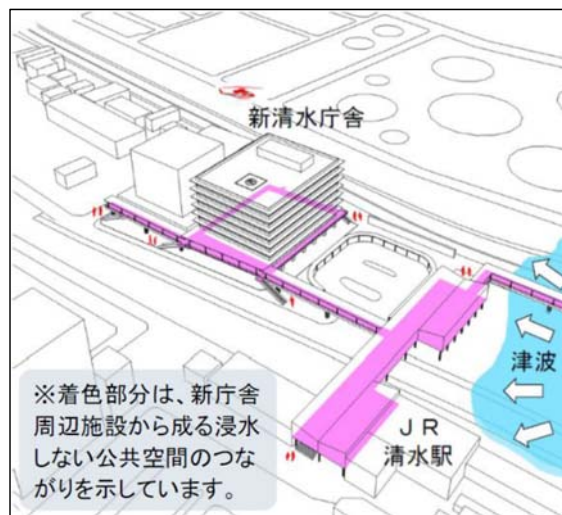
JR清水駅をつなぐペデストリアンデッキ（津波避難施設）により防災性向上

- ・ 江尻口（西口）～JR清水駅～河岸の市・マリナートをつなぐペデストリアンデッキは清水都心の賑わいを生むだけでなく、津波避難施設として安全な空間を創出
- ・ 津波避難高さを考慮してペデストリアンデッキを整備
- ・ ペデストリアンデッキの整備により津波避難困難地域が減少



JR清水駅のペデストリアンデッキ

出典：静岡市津波防災地域づくり推進計画（平成29年3月）



緊急避難ネットワークのイメージ

出典：新清水庁舎建設基本計画（案）【概要版】平成30年（11月時点）

16

2.4 事例紹介（中部）

愛知県豊橋市 津波浸水想定区域内に居住誘導区域が設定されている市町村の取り組み事例2

防災マップづくりの技術支援及び助成制度による地域に密着した防災力向上

- ・ 自助・共助の必要性から地域防災の主役となる児童、学校、自治会が連携
- ・ 次世代の防災の担い手の育成及び継続した防災活動の促進
- ・ 防災まちづくりモデル校区事業の取り組み事例を以下に示す。
出前講座（自分の家の危険チェック）／校区のまちあるき／
防災コミュニティマップづくり学習会／防災コミュニティマップづくり／
防災コミュニティマップ発表会／校区防災学習会 等



防災コミュニティマップの事例 出典：豊橋市提供資料



校区による防災マップづくりのようす 出典：豊橋市提供資料

17

2.5 事例紹介（全国）

和歌山県湯浅町 津波浸水想定区域内に居住誘導区域が設定されている市町村の取り組み事例3

JR湯浅駅周辺に防災機能を備えた複合施設を整備

【事業概要】

- JR湯浅駅周辺に以下の防災機能を備えた複合施設を整備（A≒2,500㎡ 3階建て）
 - 津波避難タワー（屋上に約1,000人一時避難可能）
 - 避難施設（3階（約880㎡）を避難所として活用可能）
 - 備蓄施設（非常食等を備蓄可能）

階数	施設（）括弧内は都市再生整備計画事業の対象外
3階	地域交流センター、（地域防災施設）
2階	観光交流センター、図書館
1階	まちおこしセンター、（JR駅舎、店舗スペース）

※複合施設整備と併せて周辺駐車場整備

【背景】

- 市街地にあった庁舎が津波浸水想定区域内に含まれることから、平成27年5月に高台へ移転。
新規居住者も安全・安心を求め、高台に居住傾向。
一方、市街地は醤油発祥の地として、和歌山県唯一の重要伝統的建造物群保存地区選定、日本遺産認定を受けており、観光客も増加傾向。
- そのため、町の玄関口であるJR湯浅駅周辺の活性化や市街地の魅力向上を図るとともに、地域住民や観光客等来街者の安全に配慮した複合施設の整備を検討。

【活用事業】

年度	実施内容・活用事業 ※【 】：活用事業
28	立地適正化計画作成（平成30年3月30日公表）
29	【集約都市形成支援事業】
30	詳細設計【都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）】
31	湯浅駅バリアフリー化事業（予定）
32	※JR主体で実施
	複合施設、周辺駐車場整備【都市再構築戦略事業】



駅前複合施設イメージパース 出典：湯浅町提供資料 18

2.5 事例紹介（全国）

高知県南国市 津波浸水想定区域内に居住誘導区域が設定されている市町村の取り組み事例4

老朽住宅除去事業費補助により空き家対策の推進の防災まちづくりを一体的に推進

【課題】

- 老朽化した空き家の増加により、災害時の避難路確保や市街地の防災安全性が懸念。
- 南海トラフ巨大地震による被害想定では、南国市においては津波浸水区域1,721ha、津波による建物被害3,200棟と想定。特に木造建物の防火性の低さや津波による流出によりさらなる被害増加が予想される

【対策】

- 津波浸水予測区域における老朽木造住宅除却費の一部を助成

項目	内容
事業名	南国市津波浸水予測区域における老朽住宅除却事業
対象となる住宅	(1) 津波浸水予測区域内に存する現に使用されていない住宅 (2) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (3) 倒壊等により周辺の家屋や避難路に被害を及ぼす恐れがある (4) 住宅の老朽度の測定基準による評点が100点以上
補助対象経費	補助対象者が行う補助対象事業に要する経費
補助金額	補助対象経費の10分の8とし、925,000円を限度

○このうち、186都市(中部:24)が平成30年12月31日までに計画を作成・公表。

20

 国土交通省
中部地方整備局

- 土砂災害特別警戒区域
- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域(建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)
- 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

21

⑤ 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域(運用指針)

○法令や条例に基づく区域

- 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項十三号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- 都市計画法第八条第一項第二号に規定する特別用途地区、同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域

○その他の区域

- 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

⑥ その他(運用指針)

- 大規模な地震、津波、集中豪雨、土砂災害等の自然災害に備え、災害に強く安全なまちとなるよう、ソフト・ハードの防災対策とあわせて検討・記載することが望ましい。例えば、居住誘導区域に災害の発生のおそれのある区域を含める場合には、当該区域のリスクを記載するとともに警戒避難体制の整備等の防災対策を検討・記載することが考えられる。
- 農業振興地域において、居住誘導区域を指定する際は、当該区域内における営農条件及び農村の生活環境向上のための計画及び事業に悪影響を及ぼさないよう、市町村の都市計画担当部局は、農業振興担当部局と協議することが望ましい。